

実費徴収に係る補足給付事業のお知らせ

副食費にかかった費用の一部を補助します

給食費のうち

新制度に移行していない幼稚園をご利用の方のうち、次の要件に該当する方に、給食費のうち副食費に相当する費用の一部を補助します。対象となる見込みの方は、以下の案内をご覧ください。期日までに申請してください。なお、給食が提供されていても副食の提供がない場合は、対象外となります。

## 1. 対象となる方

島本町の施設等利用給付の認定期間内にあり、次のいずれか、又は両方に該当する子ども

- ①令和4年度 市町村民税所得割額の世帯合計額が77,101円（※1）（令和3年1月から令和3年12月までの世帯年収が約360万円相当）未満の世帯の子ども

※1 配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除を適用する前の税額を適用します。

- ②第3子（※2）以降に該当する子ども

※2 小学校3年生までの範囲で最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子と数えます。

## 2. 対象となる費用

令和5年4月分から8月分までの副食費（おかず、牛乳、おやつなど）

※主食費（ご飯、パンなど）や人件費、光熱水費などの経費は対象となりません。

## 3. 補助額

月額4,500円まで

なお、4,500円と実際に負担した金額の低い方が補助額となります。

裏面に続きます。

## 4 . 申 請 方 法

---

### 【申請期限】

#### **令和5年9月29日(金)**

※令和5年9月～令和6年3月分の請求は、令和6年3月頃にお知らせいたします。

※期限を過ぎてから申請された場合、交付ができないことがありますのでご注意ください。

### 【配布・申請場所】

子育て支援課（開庁日時：土・日・祝日を除く9時から17時30分まで）

※その場で必要書類を記入される場合は、時間に余裕をもってお越しください。

※郵送による申請も可能です。必要書類は島本町ホームページに掲載しております。

### 【申請時に必要なもの】

- ・ 振込先口座の分かる通帳など（申請者名義のものに限る。）
- ・ 印鑑
- ・ 対象となる月の副食費の金額が分かる領収書（写し可）  
（領収書の（再）発行については、在籍幼稚園にご確認ください。領収書の添付がない月については、申請できません。）
- ・ 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に海外勤務をされている期間のある方は、給与証明書（海外勤務者用）を提出していただく場合がありますので、子育て支援課までご連絡ください。

## 5 . 交 付 の 時 期 な ど

---

申請された方へは、「交付可否決定通知書」を郵送し、審査結果をお伝えします。

交付対象者へは、令和5年10月末頃までに、申請のあった口座へ交付決定額を振込みます。

### 【問合せ先】

島本町教育委員会事務局教育こども部子育て支援課 電話：075-962-7461（直通）